

第6章 計画の推進

1 計画の普及啓発

本計画は、当市の障がい者に関する長期的な施策の方向を示したものです。障がいのある市民及びその家族、関係機関、関係団体、市民など幅広い主体が本計画の基本理念や基本目標を理解し、相互に連携、協力し、めざす社会「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現」に向けて、主体的・積極的に取組むことが期待されます。

そのため、本計画の策定の趣旨や基本理念、基本目標について関係機関や団体、市民が共通の認識となるように、計画の普及啓発を進めます。

2 計画の推進体制

本計画は、保健・医療・福祉、教育、生活環境、雇用など広範な分野に渡っているため、関係課の相互の調整を充分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。

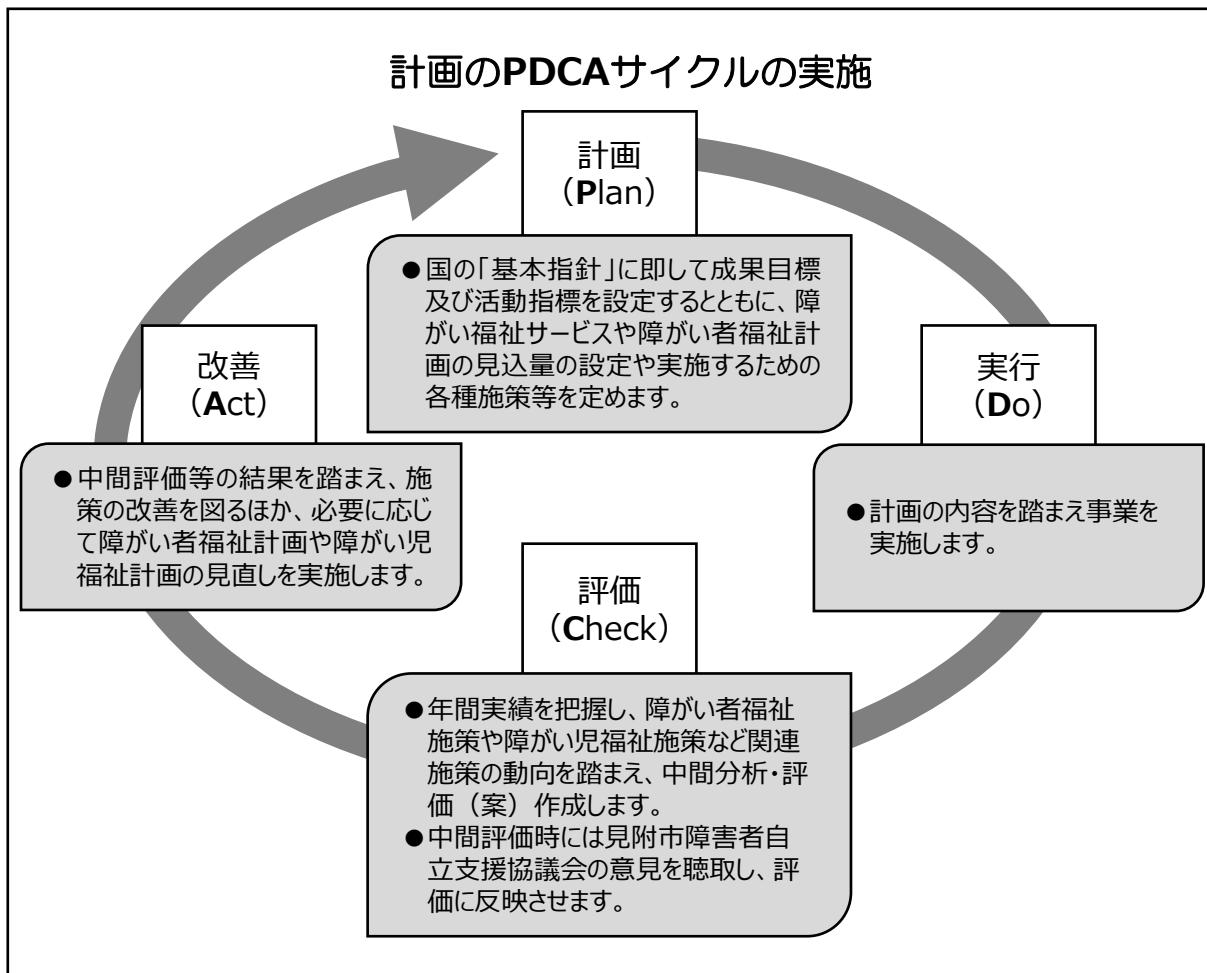
また、各主体がそれぞれの社会連帯の理念に基づいて、それぞれの分野で適切な役割分担を担い、幅広い協力体制を得ながら、計画を総合的かつ効果的に推進します。

3 計画の進行管理・評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCA サイクルとは

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、『計画 (Plan)』『実行 (Do)』『評価 (Check)』『改善 (Act)』のプロセスを順に実施していくものです



(1) 計画における PDCA サイクル

基本方針に即して定めた数値目標（「障がい福祉サービスに関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（「障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量」、「地域生活支援事業に関する各事業の見込量」）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、見附市障害者自立支援協議会から点検・評価を受けることとし、その結果について公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

計画の着実かつ効果的な推進を図るために、見附市障害者自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、施策に反映します。